令和5年度



住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど



坂戸市



目 次

2. 市民税	1	· 利	说務行政機構等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(1)個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移 ・・・ 4 (2)市民税納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		税	Ŕ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 市民税納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	. Ē	方民税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・· · · · · · · ·	• 3
(3)個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕		(1)	個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移・・・・	4
(4)令和5年度個人市民税賦課状況 6 (5)課税標準額段階別・所得別納税義務者数 7 (6)年度別法人市民税納税義務者数及び調定額 8 (7)年度別法人市民税均等割納税義務者数 9 (8)產業別法人市民税集計表 10 3. 固定資産税 11 (1)土地・家屋別納税義務者数の推移 12 (2)償却資産納税義務者数の推移 12 (3)固定資産税調定額の推移[現年課税分] 13 (4)固定資産税の決定価格等の内訳 14 (5)償却資産の決定価格等の内訳 14 (6)都市計画税納税義務者数の推移 15 (7)都市計画税調定額の推移[現年課税分] 15 (8)都市計画税の決定価格等の内訳 15 (8)都市計画税の決定価格等の内訳 15		(2)	市民税納税義務者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3)	個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(6)年度別法人市民税納税義務者数及び調定額 (7)年度別法人市民税均等割納税義務者数 9 (8)産業別法人市民税集計表 10 3. 固定資産税 11 (1)土地・家屋別納税義務者数の推移 11 (2)償却資産納税義務者数の推移 12 (2)償却資産納税義務者数の推移 13 (3)固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕 13 (4)固定資産税の決定価格等の内訳 14 (5)償却資産の決定価格等の内訳 15 (6)都市計画税納税義務者数の推移 17 (7)都市計画税納税義務者数の推移 18 (7)都市計画税納税義務者数の推移 19 (8)都市計画税の決定価格等の内訳 19 (8)都市計画税の決定価格等の内訳 19 (18)都市計画税の決定価格等の内訳 19 (18)都市計画税の決定価格等の内訳 19 (18)都市計画税の決定価格等の内訳 19 (18)		(4)	令和5年度個人市民税賦課状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数 (8) 産業別法人市民税集計表 103. 固定資産税 115(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移 115(2) 償却資産納税義務者数の推移 115(2) 償却資産納税義務者数の推移 115(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕 115(4) 固定資産税の決定価格等の内訳 115(5) 償却資産の決定価格等の内訳 115(6) 都市計画税納税義務者数の推移 115(7) 都市計画税納税義務者数の推移 115(8) 都市計画税の決定価格等の内訳 115(8) 415		(5)	課税標準額段階別・所得別納税義務者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(8) 産業別法人市民税集計表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(6)	年度別法人市民税納税義務者数及び調定額 ・・・・・・	8
3. 固定資産税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(7)	年度別法人市民税均等割納税義務者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
 (1)土地・家屋別納税義務者数の推移 (2)償却資産納税義務者数の推移 (3)固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕 (4)固定資産税の決定価格等の内訳 (5)償却資産の決定価格等の内訳 (6)都市計画税納税義務者数の推移 (7)都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕 (8)都市計画税の決定価格等の内訳 		(8)	産業別法人市民税集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(2) 償却資産納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3		固定資産税 ・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1)	土地・家屋別納税義務者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
 (4) 固定資産税の決定価格等の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(2)	償却資産納税義務者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
 (5) 償却資産の決定価格等の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3)	固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
 (6)都市計画税納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(4)	固定資産税の決定価格等の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
 (6)都市計画税納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(5)	償却資産の決定価格等の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕 ・・・・・・ 15 (8) 都市計画税の決定価格等の内訳 ・・・・・・・・ 15				15
		(7)		15
				15
		(9)		16
(10) 木造家屋・種類別集計表 ・・・・・・・・・・ 10				16
		` ,		17

	(12	()	新増築	分家園	屋棟数	なの推	移		•		•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	17
	(13	()	減少分	家屋村	東数の	推移	?	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	17
	(14	(国有資	産等原	听在市	可村	一交付	十金		•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	18
	(15	()	固定資	産評価	⊞審查	委員	会勢	員	!	覧		•	•	• •		•	•	•	•	•	•	18
4		討	皆 税	•	• •	• •			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	19
	(1)	軽自動	車税	(環境	色性能	:割)	課	税	件数	女及	び	金額	額0	り推	移			•	•	•	20
	(2)	軽自動	車税	(種別]割)	課利	总客	体	数及	とび	調	定額	額0	り推	移			•	•	•	21
	(3)	軽自動	車税	(種別]割)	課利	总客	体	数及	とび	調	定額	額0	り推	移	(グ	ラ	フ))	22
	(4)	市たば	こ税詞	周定額	頂及ひ	で売り	度本	数	の推	主移			• (•	•	•	•	•	•	23
5		徤	牧 収	•	• •	• •	• •		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	25
	(1)	年度別	市税法	央算額	Į			•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	26
	(2)	各税目	の調気	定額及	で収	八入河	筝額	の:	推利	5		•	• (•	•	•	•	•	•	27
	(3)	一般会	計歳	人総額	巨と市	7税4	又入	額	の推	主移			•		•	•	•	•	•	•	28
	(4)	市税調	定額』	及び徴	牧収率	※等-	一覧	表		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	29
	(5)	国民健	康保隆	负税 調	同定額	夏及で	が徴	収	率等	<u> </u>	覧	表		•	•	•	•	•	•	•	30
	(6)	口座振	替利用	月状沉	Ţ			•		•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	31
	(7)	コンビ	`二収約	內状沉	Ţ			•		•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	32
	(8)	年度別	差押具	け産状 かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	沈況の	內訂	尺			•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	32
	(9)	督促状	発付#	犬況	•			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	33
6		7	どの他	•	• •	• •	• •		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	35
		市	税の税	率及で	ぶ納期	等の)一覧	包表		•	•	•	•	• (•		•	•	3	6~	-39

1. 税 務 行 政 機 構 等

部名	課名	係名	課長	副課長	課長 補佐	係長	係	計	事務 分 掌
			1		2			3	課の総括
		税 係				1	2	3	1 法人市民税の申告に関すること。
	課税	市民税係				1	9	10	2 軽自動車税の賦課に関すること。3 市たばこ税の申告に関すること。4 個人市県民税の賦課に関すること。5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	課	土 地 係				(1)	3	3 (1)	6 特別土地保有税の賦課に関すること。 7 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 8 家屋に係る固定資産税及び都市計画税並びに償却 資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 9 税の諸証明書の発行に関すること。
		家 屋 係				2	4	6	9 悦の商証明書の発11に関すること。
総務部		計	1		2	4	18	25	
Ч			1					1	課の総括
		管 (孫				1	4	5	1 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の収納管理に関すること。 2 市税の過誤納金の還付に関すること。 3 市税の口座振替に関すること。
	納税課	徴 係				1	5	6	4 市税の督促に関すること。 5 納税証明に関すること。 6 納税の奨励及び徴収対策に関すること。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する こと。
		特別整理係				1	3	4	8 差押財産等の換価に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 介護保険料の収納に関すること。 11 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
		計	1			3	12	16	
	ŕ	総計	2		2	7	30	41	

※ 括弧書きは兼務

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移 (各年1月1日現在)

区分	年 /	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
	男	50,673	50,610	50,322	49,875	49,844
	女	50,541	50,393	50,290	50,117	49,919
	計	101,214	101,003	100,612	99,992	99,763
ш.+	#* *\r	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
世代		45,775	46,307	46,735	46,898	47,507

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

Image: Control of the property o		年度	1	2	3	4	5
			人	人	人	人	人
個	均等	割+所得割	47,193	47,446	47,471	47,706	47,937
人	均	等割のみ	4,567	4,604	4,478	4,561	4,584
		計	51,760	52,050	51,949	52,267	52,521
	地		社	社	社	社	社
	方税	第9号	14	14	16	16	15
	法	第8号	3	2	3	2	2
l	第 3	第7号	100	100	105	102	101
法	1	第6号	16	16	14	15	17
	2 条	第5号	71	75	77	79	78
人	第 1	第4号	26	26	26	25	23
	項	第3号	280	278	277	267	264
	に 該	第2号	11	9	10	10	10
	当	第1号	1,603	1,684	1,696	1,714	1,772
		計	2,124	2,204	2,224	2,230	2,282

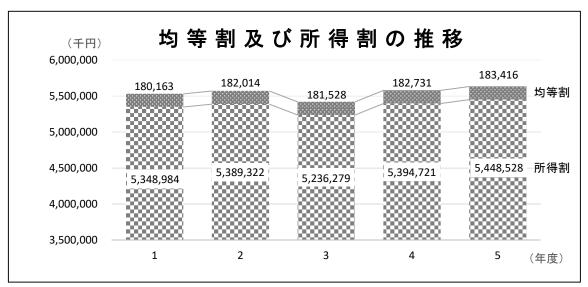
[※] 第1号~第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

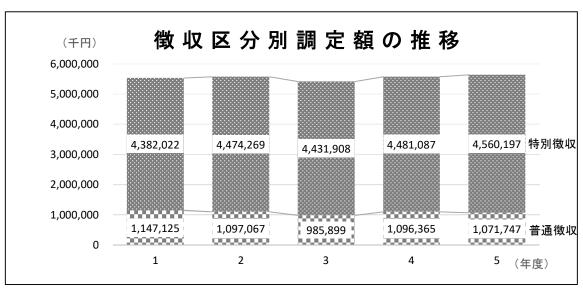
(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

区分	年度	1	2	3	4	5
	均等割	39,994	37,364	34,345	35,142	35,288
普通徴収	所得割	1,107,131	1,059,703	951,554	1,061,223	1,036,459
	小 計	1,147,125	1,097,067	985,899	1,096,365	1,071,747
	均等割	140,169	144,650	147,183	147,589	148,128
特別徴収	所得割	4,241,853	4,329,619	4,284,725	4,333,498	4,412,069
	小 計	4,382,022	4,474,269	4,431,908	4,481,087	4,560,197
	均等割	180,163	182,014	181,528	182,731	183,416
調定額	所得割	5,348,984	5,389,322	5,236,279	5,394,721	5,448,528
	合 計	5,529,147	5,571,336	5,417,807	5,577,452	5,631,944

[※] この表の額は、各年度の7月1日現在における当該年度に収入予定の個人市民税の額です(前年度に課税し、納期が当該年度のものを含み、滞納繰越分を除く。)。





(4) 令和5年度 個人市民稅賦課状況

								(令和5年7月1日現在)	引1日現在)
\frac{\lambda}{\bullet}	均等割のみを納める者	を納める者	均等割	均等割と所得割を納める者	55者	<u>√</u> □	+ 111111	納税義務者	
R A	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者	税額	1人当たり	税額
/						(A+C)	(B+D+E)	平均税額	構成比
り、日本の出	A	В	C	О	山	ĹΉ	Ů	G/F	
기타 1 조기	(\mathcal{Y})	(千円)	(人)	(千円)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)	(%)
給与所得者	2,327	8,144	38,292	134,022	4,607,180	40,619	4,749,346	117	84.21
営業等所得者	257	668	1,677	5,869	254,852	1,934	261,620	135	4.64
農業所得者	2	25	13	46	925	20	966	90	0.02
その他の所得者	1,993	926'9	7,955	27,843	593,236	9,948	628,055	89	11.13
11111111	4,584	16,044	47,937	167,780	5,456,193	52,521	5,640,017	201	100.00
	1 1 1		 一部 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 	I () () () () () () () () () (1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 7 7 7	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	((%''

この表の額は、今和5年7月1日現在において課税した令和5年度の個人市民税の額(納期が翌年度のものを含む。)であり、5ページの(3)個人市民税調定額の推移の令和5年度の額とは一致しません。 **※**

その他の所得者 628,055千円 11.13%給与所得者 40,619人 77.34% 農業所得者 0.04% 20人 -----営業等所得者 1,934人 3.68% 所得別納税義務者の構成比 その他の所得者 18.94% 9,948人

納税義務者合計 52,521人

個人市民稅総額 5,640,017千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和5年7月1日現在)

						1115011
区分	給与所得	営業等所得	農業所得	その他の所得	分離譲渡所得	合計
課税標準 額の段階	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
10万円以下	1,331	75	1	478	95	1,980
10万円を超え 100万円以下	10,138	486	4	4,811	109	15,548
100万円を超え 200万円以下	11,614	422	6	1,580	102	13,724
200万円を超え 300万円以下	7,105	255	1	329	75	7,765
300万円を超え 400万円以下	3,774	151	1	132	51	4,109
400万円を超え 550万円以下	2,353	115	0	115	46	2,629
550万円を超え 700万円以下	760	45	0	58	23	886
700万円を超え 1千万円以下	527	46	0	50	24	647
1千万円を超え 2千万円以下	361	42	0	48	36	487
2千万円を超え 5千万円以下	108	16	0	10	11	145
5千万円を超え 1億円以下	10	4	0	1	2	17
1億円超	0	0	0	0	0	0
合計	38,081	1,657	13	7,612	574	47,937

※「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれていません。

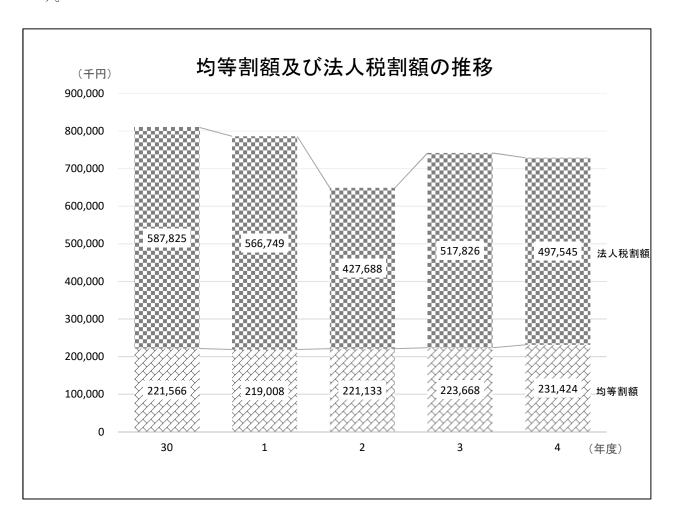
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

_						して及り	刀马工口为四工厂
\ \	分	年度	30	1	2	3	4
均等	法人数	(社)	2,111	2,118	2,118	2,160	2,196
割	調定額	(千円)	221,566	219,008	221,133	223,668	231,424
法人	法人数	(社)	878	838	868	901	939
税割	調定額	(千円)	587,825	566,749	427,688	517,826	497,545
合言	计調定額	(千円)	809,391	785,757	648,821	741,494	728,969
	十税額の 前年比	(%)	96.1	97.1	82.6	114.3	98.3

[※] 均等割法人数は、集計年度内に申告のあった法人数です。

[※] 法人税割法人数は、集計年度内に提出された申告のうち、法人税割が課税されている法人数です。



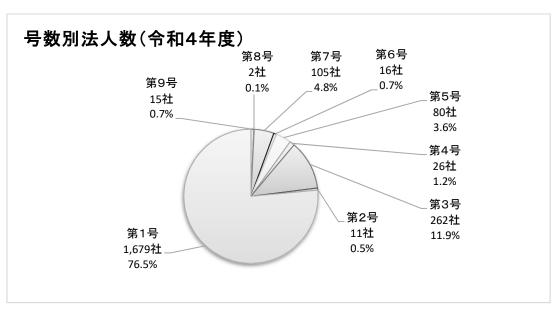
(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

(各年度3月31日現在 単位:社)

年度区分	30	1	2	3	4
第9号	15	14	16	15	15
第8号	3	3	3	2	2
第7号	105	106	104	109	105
第6号	16	16	16	15	16
第5号	73	72	78	82	80
第4号	25	26	27	25	26
第3号	283	287	269	270	262
第2号	9	9	10	8	11
第1号	1,582	1,585	1,595	1,634	1,679
合計	2,111	2,118	2,118	2,160	2,196

- ※ 4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。
- ※ 第1号~第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条 第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号 数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	┃ 1億円を超え10億円以下	50人超
第5号	1個円を超え10個円以下	50人以下
第4号	┃ ┃ 1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	 1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
<i>5</i> 71 7	資本金等の額を有しない	



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	3 年度	4 年度	前年比
	(円)	(円)	(%)
第1次産業	381, 900	452, 100	118.4
農業	381, 900	452, 100	118.4
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	374, 655, 700	346, 915, 300	92. 6
鉱業	0	0	0.0
建設業	38, 869, 400	48, 772, 400	125. 5
製造業	335, 786, 300	298, 142, 900	88. 8
第3次産業	364, 669, 000	379, 810, 100	104. 2
卸・小売業	153, 428, 000	148, 477, 100	96. 8
宿泊·飲食業	10, 447, 900	15, 394, 200	147. 3
金融·保険業	40, 728, 200	34, 839, 200	85. 5
不動産業	23, 507, 200	36, 170, 200	153. 9
運輸·通信業	45, 520, 200	45, 794, 200	100. 6
電気・ガス・水道業	6, 352, 200	6, 282, 700	98. 9
サービス業	84, 685, 300	92, 852, 500	109. 6
分類不能の産業	1, 787, 800	1, 792, 100	100. 2
計	741, 494, 400	728, 969, 600	98. 3

3. 固定資産税

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分	年度	1	2	3	4	5
個人	土地	26,063	26,245	26,430	26,579	26,721
個 人 	家 屋	30,551	30,760	30,940	31,083	31,254
法人	土地	863	894	916	916	952
法 人 	家 屋	846	879	842	931	960
合 計	土地	26,926	27,139	27,346	27,495	27,673
	家 屋	31,397	31,639	31,782	32,014	32,214

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

	年度	1	2	3	4	5
区分	個人	144	141	138	138	147
免税点 以上	法人	770	794	746	781	790
	計	914	935	884	919	937
	個 人	263	243	264	273	267
免税点 未満	法 人	818	770	884	813	835
	計	1,081	1,013	1,148	1,086	1,102
個	人計	407	384	402	411	414
法力	人計	1,588	1,564	1,630	1,594	1,625
合	計	1,995	1,948	2,032	2,005	2,039

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限 (同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

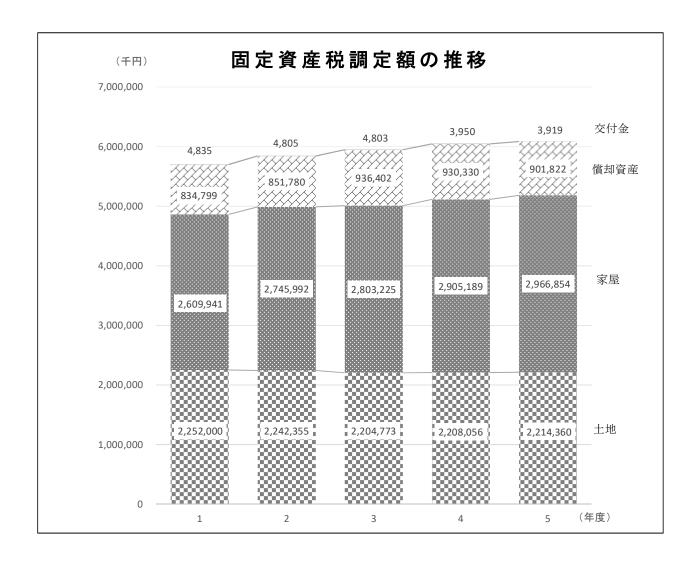
区分	年度	1	2	3	4	5
	土 地	2,252,000	2,242,355	2,204,773	2,208,056	2,214,360
固定資産税	家 屋	2,609,941	2,745,992	2,803,225	2,905,189	2,966,854
回足貝座伽	償却資産	834,799	851,780	936,402	930,330	901,822
	小 計	5,696,740	5,840,127	5,944,400	6,043,575	6,083,036
交	寸 金	4,835	4,805	4,803	3,950	3,919
合	計	5,701,575	5,844,932	5,949,203	6,047,525	6,086,955

※「調定額」

税及び交付金収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和5年5月1日現在)

ļ	区		分	納 義務	税者数	筆数 棟	又は 数		夏 夏 夏 夏 夏 夏	決定価格	決定価格 の構成比
				()	()			(1	m²)	(千円)	(%)
		土	地		27,673	8	0,161	26,	521,176	465,535,157	62.02
免		家	屋		32,214	3	5,545	5,8	813,202	217,900,625	29.03
税点		償却	資産		937	-	-		_	65,551,598	8.73
以以		市言	平価分		924	-	-		_	45,659,037	6.08
上		国•	県配分		13	-	-		_	19,892,561	2.65
		小	計		60,824	-	-		_	748,987,380	99.78
		土	地		2,482		3,743	1,	384,937	1,077,680	0.14
免		家	屋		583		691		28,617	48,002	0.01
税 点		償却	資産		1,102	-	-		_	519,050	0.07
未		市言	平価分		1,101	-	-		_	518,398	0.07
満		国•	県配分		1	-	-		_	652	0.0001
		小	計		4,167	-	-		_	1,644,732	0.22
2	<u></u>		計		64,991	-	-		_	750,632,112	100.00

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国·県配分」

償却資産のうち、2以上の市町村にわたって所在等するものについて、地方税法第38 9条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が価格等を決定し、市に配分されたもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和5年5月1日現在 単位:千円)

種類	区分	決定価格	課税標準額	うち課税標準 の特例分
	構築物	11,784,481	11,756,279	10,727
	機 械 及 び 装 置	25,988,868	24,522,259	763,706
 市評価分	航 空 機	304	304	0
山叶侧刀	車両及び運搬具	173,681	173,681	0
	工具・器具・備品	7,711,703	7,667,383	521
	小 計	45,659,037	44,119,906	774,954
国	県 配 分	19,892,561	19,176,847	0
合	計	65,551,598	63,296,753	774,954

※「課税標準の特例」

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件を備えた償却 資産について、特例の適用により、固定資産税額が軽減される。

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

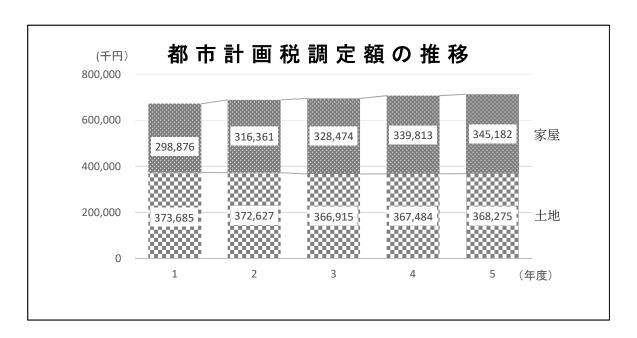
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度区分	1	2	3	4	5
個 人	41,188	41,462	41,750	41,942	42,057
法人	1,206	1,256	1,250	1,330	1,366
合 計	42,394	42,718	43,000	43,272	43,423

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度区分	1	2	3	4	5
土地	373,685	372,627	366,915	367,484	368,275
家 屋	298,876	316,361	328,474	339,813	345,182
合 計	672,561	688,988	695,389	707,297	713,457



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和5年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,904	29,819	7,025,000	394,380,888	69.5
家 屋	23,519	22,513	4,210,555	173,107,651	30.5
合 計	43,423	_	-	567,488,539	100.0

(9) 土 地 · 地 目 別 集 計 表

(令和5年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

	区分	筆 数	地積	決定価格
地		(筆)	(m²)	(千円)
	田	8,338	6,727,027	1,220,728
	畑	10,506	6,263,073	9,372,750
	住 宅 用 地	52,683	8,741,611	320,252,733
宅 地	非住宅用地	2,850	2,199,868	85,934,079
	小 計	55,533	10,941,479	406,186,812
池	沼	46	32,941	19,504
Щ	林	1,447	1,029,111	546,455
原	野	1,245	565,391	35,913
雑	種 地	6,772	2,339,681	49,230,252
その他(:	公衆用道路等)	51,003	13,121,297	423
合	計	134,890	41,020,000	466,612,837

(10) 木 造 家 屋 · 種 類 別 集 計 表

(令和5年5月1日現在 免税点未満含む。)

					(11/10 0/11 1/10	
		区	分	棟 数	床面積	決定価格
種	類			(棟)	(m^2)	(千円)
		専	用	23,083	2,518,408	76,370,674
 住	宅	共	同	651	148,638	4,549,450
	七	併	用	869	109,445	1,897,075
		小	計	24,603	2,776,491	82,817,199
ホテ	ル・か	能館 ・	料 亭	10	588	5,869
事務	所·鉤	限 行・	店 舗	301	28,341	699,148
劇	場	• 病	院	33	5,254	197,820
工	場	· 倉	庫	233	14,855	120,961
土			蔵	472	10,036	35,283
附		禹	家	2,359	105,911	519,644
合			計	28,011	2,941,476	84,395,924

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和5年5月1日現在 免税点未満含む。)

区分	棟 数	床面積	決定価格
種類	(棟)	(m^2)	(千円)
事務所・店舗・百貨店	651	291,569	15,613,197
住宅・アパート	4,262	1,452,923	65,139,311
病院・ホテル	46	53,365	4,260,156
工場・倉庫・市場	1,416	941,598	44,413,906
そ の 他	1,850	160,888	4,126,133
合 計	8,225	2,900,343	133,552,703

(12) 新増築分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区分	年度	1	2	3	4	5
1 27	新築	318	368	317	304	341
木造	増築	3	4	6	2	3
	小 計	321	372	323	306	344
1 2/1	新 築	68	80	42	52	55
木 造 以 外	増 築	1	0	2	1	1
	小 計	69	80	44	53	56
新多	築 計	386	448	359	356	396
増多	築 計	4	4	8	3	4
合	計	390	452	367	359	400

(13) 減 少 分 家 屋 棟 数 の 推 移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区分	变 /	1	2	3	4	5
木	告	215	295	233	239	261
木造以外	外	64	49	44	57	95
合 請	计	279	344	277	296	356

(14) 国有資產等所在市町村交付金

(令和5年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	674,305	187,648	2,627
埼玉県総務部	127,781	25,928	363
国 土 交 通 省 関東地方整備局	294,837	66,396	930
合 計	1,096,923	279,972	3,920

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの(宿舎等)について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和5年5月1日現在)

役	職	Ì	名	氏	名	任期
委	員		長	μ п	昌 孝	平成25年4月1日~令和6年3月19日
職	務	代	理	本 田	明	平成30年3月20日~令和6年3月19日
委			員	石 田	茂樹	令和3年3月20日~令和6年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために執行機関 として設置されている委員会 4. 諸 税

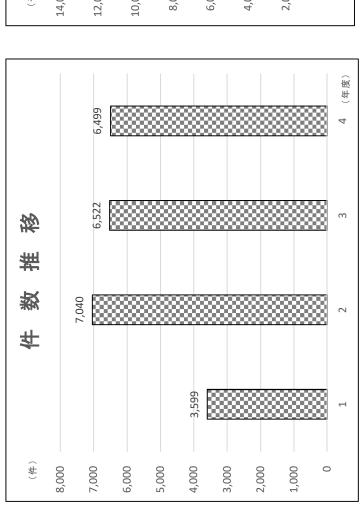
(1) 軽自動車税(環境性能割)課税件数及び金額の推移

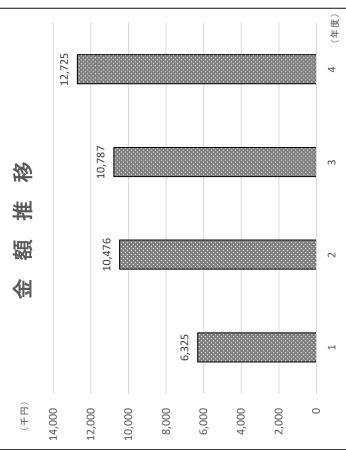
			(各年度	各年度6月30日現在)
承	1	2	3	4
(仲)	3,599	7,040	6,522	6,499
(千円)	6,325	10,476	10,787	12,725

軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課

されるものです。 当分の間、埼玉県が賦課徴収事務を行うこととなっており、1年間分の実績を翌年度の6月30日までに市に報告することになってい

ます。 この資料は、6月末に県から実績報告のあった実績値の推移をまとめたものであるため、時点は各年度6月30日現在ですが、値は、 その前年度分となっています。





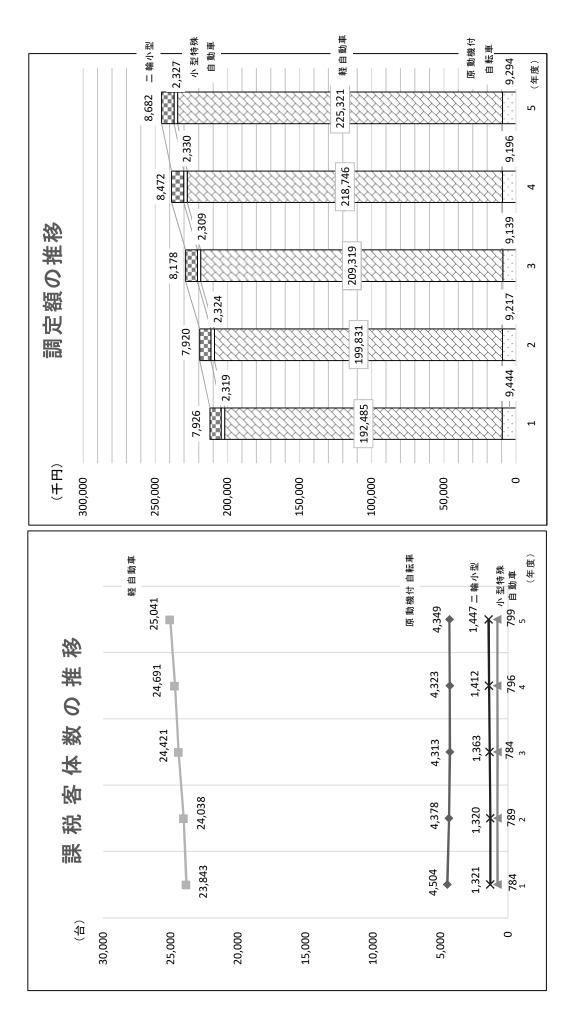
軽自動車税(種別割)課税客体数及び調定額の推移

(5)

102.9 5,708 4,705 20,954 843 245,624 2,729 307 9,294 0 1,637 8,682 (各年度7月1日現在) 55022 069 2,327 198,797 調定額 225,321 2 19,449 275 4,349 25,041 31,636 101.3 2,854 1,137 1,307 4,055 227 682 799 1,44783 **心**数 10 834 104.3 5,858 5342,523 0 218,746 708 2,330 8,472 9,196 4,503 1,622 238,744 20,671 192,731 281 調定額 (上田) 4 19,180 1,412 31,222 2,929 228 24,691 120 962 101.1 267 92 4,323 1,051 1,251 4,031 **心**数 (III) 514255 4,338 20,313 738 8,178 104.4 9,139 0 1,589 720 2,309 5,994 209,319 228,945 183,923 調定額 (千円) $^{\circ}$ 2,997 4,313 205 101.2 990 1,205 4,019 662 122 784 257 69 1,363 18,991 24,421 30,881 **心**数 (II) 522 2,215 9,217 ,288 20,407 643 726 103.4 6,280 200 1,5987,920 199,831 2,324 219,292 174,488 調定額 (千田) 2 18,579 30,525 100.2 923 544,378 0 4,092 175 24,038 999123 789 1,320 1,191 261 **心**数 (II) 518594 2,319 105.4 4,248 0 0 7,926 212,174 6,644 2,090 192 9,444 167,815 19,828 1,582 737 192,485 調定額 (千円) 23,843 101.3 3,322 259 4,504 1,180 0 18,464 0 4,033 166 629125 784 30,452 52 1,321 871 **心**数 $\bigoplus_{i \in I} (i \cup j)$ ※ 田 ※ 田 年度 \blacksquare 겊 1 靐 卌 Щ 区分 二輪のけん引 \boxplus 営業月 業 重 \vec{Z} 継 1 河 \mathbb{Z} \mathbb{Z} -Ш R Ш S6 S型 Ω 乗用 資物 # 11 華 ÷ 0 0 $_{\mathcal{O}}$ · 編 1 | 4 \leftarrow \leftarrow ÷ 111 丰 6 Ŋ 0 111 日羅 種別 靐 殊車 小自 重 11 $\triangleleft \Box$ 温 原動機付自転車 車庫目韓 型华

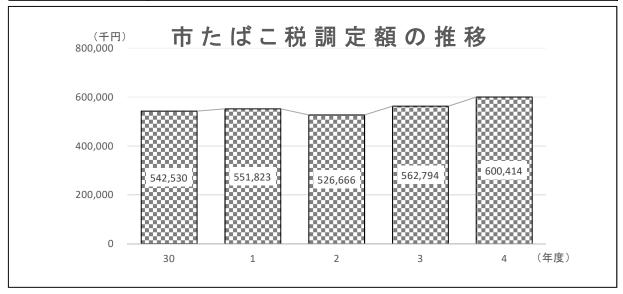
※ 税率については、37ページを参照

(3) 軽自動車税(種別割)課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

	年 度	30	1	2	3	4
調	定額 (千円)	542,530	551,823	526,666	562,794	600,414
	対前年比(%)	99.1	101.7	95.4	106.9	106.7
売	渡本数 (千本)	100,511	97,437	89,635	89,180	91,638
	旧3級品以外	97,146	95,733	89,635	89,180	91,638
	旧 3 級 品	3,365	1,704			
	対前年比(%)	95.1	96.9	92.0	99.5	102.8
=	手持品(千本)	5,436	59	5,091	5,126	
		平成18年 7月	1日から平成22	年 9月30日まで	3,298 円] / 1,000 本
		平成22年10月	1日から平成25	5年 3月31日まで	4,618 円] / 1,000 本
	旧3級品以外	平成25年 4月	1日から平成30	年 9月30日まで	5,262 円] / 1,000 本
		平成30年10月	1日から令和 2	2年 9月30日まで	5,692 円] / 1,000 本
		令和 2年10月	1日から令和 3	8年 9月30日まで	6,122 F] / 1,000 本
税		令和 3年10月	1日から		6 , 552 円] / 1,000 本
		平成18年 7月	1日から平成22	年 9月30日まで	1,564 円] / 1,000 本
率		平成22年10月	1日から平成25	5年 3月31日まで	2,190 円] / 1,000 本
		平成25年 4月	1日から平成28	8年 3月31日まで	2,495 円] / 1,000 本
	旧3級品	平成28年 4月	1日から平成29	年 3月31日まで	2,925 円] / 1,000 本
		平成29年 4月	1日から平成30	年 3月31日まで	3,355 円] / 1,000 本
		平成30年 4月	1日から令和元	年 9月30日まで	4,000 円] / 1,000 本
		令和元年10月	1日から(特例種	说率廃止)	5,692 円] / 1,000 本



※「手持品課税」

税制改正により市たばこ税の税率が引き上げられた場合、税率引上げ時点で、たばこの販売業者が店舗、倉庫、居宅等で所持している製造たばこが2万本以上ある場合に、税率引上げ相当税額が課せられる。

5. 徴 収

(1) 年度別市稅決算額

V	年度					2			33			4	
	税目 区分	調定額	収入済額	坂入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
				(0/2)	(HL)		(0/2)	(HL)	(HL)	(0/2)			(0/,)
Ŧ	個人	5,640,271	5,552,009	98.4	5,647,951	5,568,829	98.6	5,491,445	5,432,931	98.9	5,650,890	5,584,311	98.8
- 民	法人	785,757	782,336	9.66	648,821	636,161	98.0	741,494	739,573	2.66	728,970	722,848	99.2
於	1111111	6,426,028	6,334,345	98.6	6,296,772	6,204,990	98.5	6,232,939	6,172,504	99.0	6,379,860	6,307,159	98.9
9 回	固定資産税	5,718,571	5,650,055	98.8	5,843,991	5,783,122	99.0	6,122,056	6,078,788	99.3	6,208,121	6,161,526	99.2
資金	交付金	4,835	4,835	100.0	4,805	4,805	100.0	4,803	4,803	100.0	3,950	3,950	100.0
库税	11111111	5,723,406	5,654,890	98.8	5,848,796	5,787,927	99.0	6,126,859	6,083,591	99.3	6,212,071	6,165,476	99.2
軽っ	環境性能割	3,313	3,313	100.0	11,256	11,256	100.0	9,774	9,774	100.0	13,800	13,800	100.0
単三	種 別 割	212,097	208,222	98.2	219,147	216,601	8.86	228,958	226,273	8.86	238,527	235,887	98.9
早税	11111111	215,410	211,535	98.2	230,403	227,857	98.9	238,732	236,047	6.86	252,327	249,687	99.0
71	市たばこ税	551,823	551,823	100.0	526,666	526,666	100.0	562,794	562,794	100.0	600,414	600,414	100.0
軟	特別土地保有税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
類	8 市計画税	673,949	665,678	98.8	688,673	679,936	98.7	696,073	690,638	99.2	707,616	702,031	99.2
<u> </u>	#=	13,590,616	13,418,271	98.7	13,591,310	13,427,376	98.8	13,857,397	13,745,574	99.2	14,152,288	14,024,767	99.1
熊	胃納繰越分	526,415	205,634	39.1	418,419	193,907	46.3	378,515	173,793	45.9	276,468	116,668	42.2
⟨□		14,117,031	13,623,905	96.5	14,009,729	13,621,283	97.2	14,235,912	13,919,367	8.76	14,428,756	14,141,435	98.0
				•	•	•	•				•		
H	国民健康保険税	1,964,639	1,774,549	90.3	1,912,234	1,751,296	91.6	1,859,934	1,714,792	92.2	1,823,355	1,688,194	92.6

※「調定額」 収入すべき税額として決定した金額

33.3

125,408

377,001

35.2

156,316

444,394

33.2

187,888

565,290

28.7

211,722

736,518

滞納繰越分

82.4

1,813,602

2,200,356

81.2

1,871,108

2,304,328

78.3

1,939,184

2,477,524

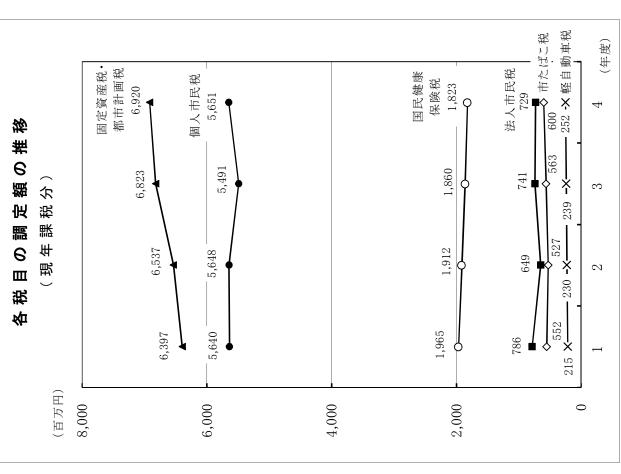
73.5

1,986,271

2,701,157

 $\sqrt[4]{\square}$

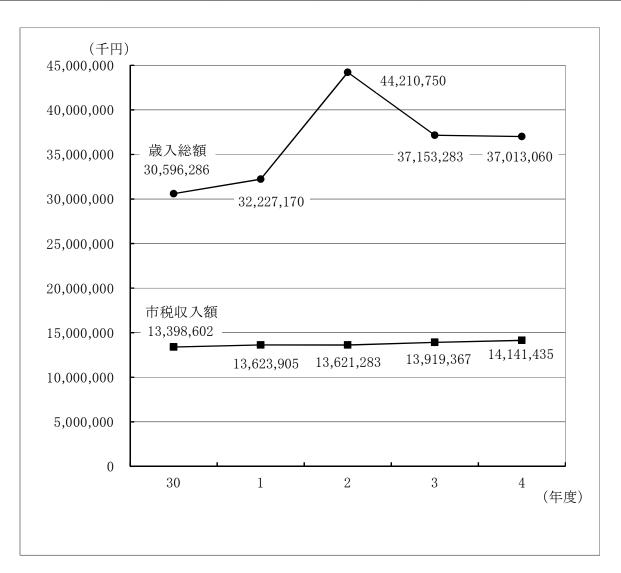
法人市民税 723 600 ★ 市たばこ税 250 - X 軽自動車税 (年度) 固定資産税. 都市計画税 個人市民税 国民健康 保険税 898,9 1,688 5,584 촁 4 粬 6 醠 563 (現年課税分) 1,7156,774 5,433 740 税目の収入済 -X- 982 $^{\circ}$ - 228 **-**× 6,468 5,5691,751 989 $^{\circ}$ 夲 552 1,775 6,321 5,552212 X— 782 Ŷ (百万円) 2,000 8,000 4,000 6,0000



(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移

(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

年度区分	30	1	2	3	4
歳入総額 (A) (千円)	30,596,286	32,227,170	44,210,750	37,153,283	37,013,060
市税収入額 (B) (千円)	13,398,602	13,623,905	13,621,283	13,919,367	14,141,435
歳入総額に占め る市税の割合 (B/A) (%)	43.8	42.3	30.8	37.5	38.2

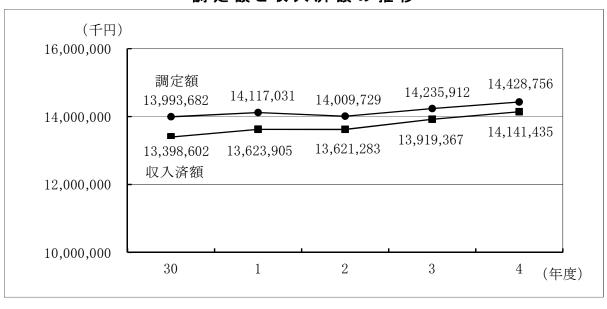


(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区:	年 度	30	1	2	3	4
	現年度課税分 A (千円)	13,352,559	13,590,616	13,591,310	13,857,397	14,152,288
⊒ ⊞	滞納繰越分 B (千円)	641,123	526,415	418,419	378,515	276,468
調定額	合 計 C (千円)	13,993,682	14,117,031	14,009,729	14,235,912	14,428,756
1	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	* 40,682	171	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	* 40,599	171	0
収	現年度課税分 E (千円)	13,163,327	13,418,271	13,427,376	13,745,574	14,024,767
入済	滞納繰越分 F(千円)	235,275	205,634	193,907	173,793	116,668
額	合 計 G (千円)	13,398,602	13,623,905	13,621,283	13,919,367	14,141,435
不	、納 欠 損 額 H (千円)	68,441	74,125	37,590	38,630	35,541
	. 入 未 済 額 ·G-H) I (千円)	526,639	419,001	350,856	277,915	251,780
ماران	現年度課税分 (E/A) (%)	98.6	98.7	98.8	99.2	99.1
徴収率	滞納繰越分 (F/B) (%)	36.7	39.1	46.3	45.9	42.2
	合 計 (G/C) (%)	95.7	96.5	97.2	97.8	98.0

※ 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」

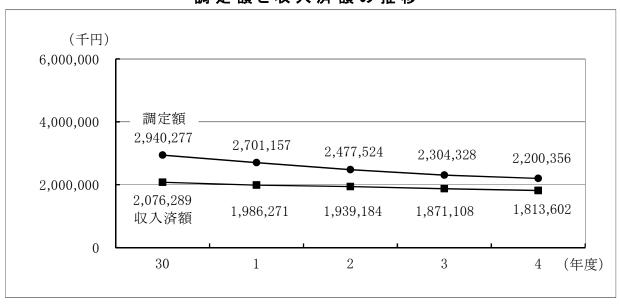
調定額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区:	年 度	30	1	2	3	4
	現年度課税分 A(千円)	2,027,330	1,964,639	1,912,234	1,859,934	1,823,355
調定額	滞納繰越分 B(千円)	912,947	736,518	565,290	444,394	377,001
	合 計 C (千円)	2,940,277	2,701,157	2,477,524	2,304,328	2,200,356
収	現年度課税分 D (千円)	1,832,071	1,774,549	1,751,296	1,714,792	1,688,194
入済	滞納繰越分 E(千円)	244,218	211,722	187,888	156,316	125,408
額	合 計 F (千円)	2,076,289	1,986,271	1,939,184	1,871,108	1,813,602
不	納欠損額G(千円)	117,388	141,834	69,015	51,472	53,693
	、入 未 済 額 F-G) H (千円)	746,600	573,052	469,325	381,748	333,061
	現年度課税分 (D/A) (%)	90.4	90.3	91.6	92.2	92.6
徴 収率	滞納繰越分 (E/B) (%)	26.8	28.7	33.2	35.2	33.3
	合 計 (F/C) (%)	70.6	73.5	78.3	81.2	82.4

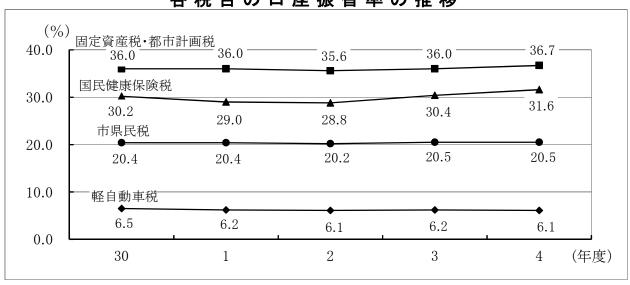
調定額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状况

区分	年 度 税 目	30	1	2	3	4
納	市県民税	14,264	14,188	13,210	12,557	12,625
納税義務者	固定資産税·都市計画税	38,148	38,340	38,558	38,644	38,776
務 者	軽 自 動 車 税	30,034	30,447	30,513	30,894	31,208
人 人	国民健康保険税	13,571	13,638	12,919	12,994	12,884
	合 計	96,017	96,613	95,200	95,089	95,493
#E	市県民税	2,915	2,897	2,665	2,570	2,593
振替件数	固定資産税·都市計画税	13,716	13,808	13,737	13,914	14,219
1	軽 自 動 車 税	1,946	1,892	1,857	1,908	1,904
件	国民健康保険税	4,096	3,954	3,726	3,951	4,072
	合 計	22,673	22,551	21,985	22,343	22,788
振	市県民税	20.4	20.4	20.2	20.5	20.5
振替加入率	固定資産税·都市計画税	36.0	36.0	35.6	36.0	36.7
入率	軽 自 動 車 税	6.5	6.2	6.1	6.2	6.1
%	国民健康保険税	30.2	29.0	28.8	30.4	31.6
	合 計	23.6	23.3	23.1	23.5	23.9

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年 度	30	1	2	3	4
市県民税	件数	(件)	20,704	20,548	19,757	18,775	18,764
11 宏文化	金額	(千円)	454,377	440,247	476,361	551,678	590,234
固定資産税・	件数	(件)	35,934	37,020	31,241	30,522	30,873
都市計画税	金額	(千円)	645,465	647,190	913,951	859,919	908,093
权白動宙紐	件数	(件)	14,940	16,063	16,293	17,823	18,353
軽自動車税	金額	(千円)	101,279	106,352	116,203	132,947	142,309
国民健康	件数	(件)	27,046	26,751	26,457	29,095	28,419
保険税	金額	(千円)	362,624	336,785	382,810	441,991	436,538
合計	件数	(件)	98,624	100,382	93,748	96,215	96,409
	金額	(千円)	1,563,745	1,530,574	1,889,325	1,986,535	2,077,174

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分	年 度	30	1	2	3	4
動産	件数(件)	4	3	5	1	0
到 <i>库</i>	税額 (千円)	9,744	6,895	8,104	2,046	0
債権	件数 (件)	878	951	727	1,159	940
1月1年	税額 (千円)	230,398	277,739	289,806	277,461	201,286
不動産	件数 (件)	13	24	17	20	21
个	税額 (千円)	11,434	37,355	17,442	15,487	35,104
∆ ∋l.	件数 (件)	895	978	749	1,180	961
合計	税額 (千円)	251,576	321,989	315,352	294,994	236,390

(9) 督促状発付状況

	発付率	(%)	18.8	20.0	20.6	19.7	19.8	7.4	9.6	7.2	7.1	7.8	8.6	21.0	22.3	21.6	21.3	20.9	21.1	20.2	19.6	19.1	(
	-		71	72	48	32	53	92	13	52	26	38	92	12	28	33	16	74	54)4 	31	26	
4	発付数	(件)	2,371	2,272	2,348	2,362	9,353	2,876	3,643	2,752	2,697	11,968	2,676	2,712	2,758	2,633	2,446	2,374	2,354	2,204	2,131	2,059	
	納 税	(火)	12,625	11,340	11,371	11,980	47,316	38,776	38,100	38,072	38,092	153,040	31,208	12,884	12,385	12,170	11,468	11,356	11,170	10,932	10,875	10,775	
	無	,	1	2	က	4	111111111111111111111111111111111111111	1	2	3	4	111111111111111111111111111111111111111	∜	1	2	3	4	2	9	2	8	6	
	発付率	(%)	17.8	21.1	22.6	21.1	20.5	7.6	9.1	7.1	7.0	7.7	8.3	23.3	21.9	22.0	23.0	21.4	21.9	21.3	20.4	20.1	
က	発付数	(件)	2,234	2,371	2,542	2,497	9,644	2,922	3,460	2,685	2,659	11,726	2,551	3,034	2,739	2,702	2,603	2,405	2,446	2,349	2,239	2,194	
	納 税 義務者	(Y)	12,557	11,262	11,258	11,862	46,939	38,644	37,984	37,975	37,957	152,560	30,894	12,994	12,508	12,273	11,299	11,262	11,159	11,004	10,983	10,905	
	華	,	П	2	က	4	111111111111111111111111111111111111111	1	2	3	4	111111111111111111111111111111111111111	₩		2	3	4	2	9	2	8	6	ŀ
	発付率	(%)	17.1	21.0	23.3	23.3	21.1	8.4	8.5	7.5	8.1	8.1	8.6	23.6	22.6	22.8	24.3	23.0	23.5	23.5	22.8	21.5	
2	発付数	(件)	2,257	2,496	2,706	2,852	10,311	3,222	3,206	2,841	3,050	12,319	2,630	3,052	2,870	2,824	2,823	2,653	2,713	2,703	2,634	2,472	
	納 義務者	(\mathcal{Y})	13,210	11,869	11,608	12,246	48,933	38,558	37,874	37,857	37,858	152,147	30,513	12,919	12,672	12,381	11,606	11,553	11,529	11,519	11,530	11,472	
				2	က	4	111111111111111111111111111111111111111	1	2	3	4	111111111111111111111111111111111111111	∜		2	3	4	2	9	2	8	6	ŀ
	発付率	(%)	22.4	25.5	24.3	23.6	23.9	9.2	10.3	9.0	10.2	9.7	11.5	25.8	26.5	25.5	26.3	26.3	26.2	25.1	26.0	24.6	
1	発付数	(件)	3,182	3,254	3,146	3,061	12,643	3,533	3,857	3,403	3,834	14,627	3,490	3,525	3,492	3,300	3,139	3,139	3,118	2,931	3,065	2,875	
	納 義務者	(\mathcal{Y})	14,188	12,770	12,922	12,955	52,835	38,340	37,614	37,627	37,636	151,217	30,447	13,638	13,191	12,958	11,942	11,952	11,903	11,655	11,797	11,701	
			1	2	က	4	11111111	1	2	3	4	11111111	4	1	2	3	4	2	9	2	~	6	-
年度							国定答准税·		都市計画税		軽自動車税		'			国民健康	保險税				_		

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

納期限(令和5年度)	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 10月31日 第2期 8月31日 第4期 1月31日	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、原則翌月10日までに納付)	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付	
			税額 (年額) 3,000,000 円 1,750,000 円 410,000 円 160,000 円 150,000 円 120,000 円 50,000 円	令和元年10月1 日以後に開始 8.4% 6.0%
(税率等)	民 税 1,500 円	税	150 人超 50 人超 50 人超 50 人以下 50 人以下 50 人以下 50 人以下 50 人以下 50 人以下 50 人以下 50 人以下	平成26年10月1 日以後に開始 12.1% 9.7%
内。	市 民 税 県 民 年額 3,500 円 年額 1,500	市 民 税	法 人 等 の 区 分 50億円を超える法人 10億円を超え 50億円を超え 50億円以下の法人 10億円を超え 10億円以下の法人 1億円を超え 10億円以下の法人 16円以下の法人 16円以下の法人 17万円を超え 11億円以下の法人 1千万円を超え 11年万円と超え 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人 1千万円以下の法人	法 人 等 の 区 分 資本金の額又は出資金の額が1億円 を超える法人又は法人税額が年400 万円を超える法人
	<u></u> 曲			一
	均等割	所得割	校 響	法人税割
課税客体·納稅義務者	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者)	○市内に住所を有する個人○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	(課税客体) (課税客体) (無税義務者) (納税義務者) (市内に事務所、事業所を有する法人で市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有事務が、事業所を有いたの及び市内に事務所、主業所を有いないもの及び市内に事務所、は寮等を有する法人でない。社会とは管理人の定めのあるもの	
ш	国	~	-	
炭			市 民 税	

表
掣
1
6
糠
浑
終
Ö
及
揪
稅
6
稅
₩

納期限(令和5年度)	全 期 5月 31日
内 容 (税率等)	三輪以上の修自動車
税 目 課稅客体・納稅義務者	(課税各体) ○原動機付自転車 ○原動機付自転車 ○軽自動車 (権別割) ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税各体の所有者等

市税の税率及び納期等の一覧表

市税の税率及び納期等の一覧表

約期限(令和5年度)			*	*		た製造たばこに休る税額について、翌月本本 末日までに申告納付	*	*	*	★	7月31	8月31	10月 2 10月31	第5期 11月30日 第6期 12月25日	1月31 2月29	4月 1
(秦)			5,262 円 / 1,000 本	5,692 円 / 1,000 本	6,122 円 / 1,000 本	6,552 円 / 1,000 本	2,925 円 / 1,000 本	3,355 円 / 1,000 本	4,000 円 / 1,000 本	5,692 円 / 1,000 本		年間限度額	650,000 円	200,000 円	170,000 円	
容(税率等)			平成25年4月1日から	平成30年10月1日から	令和2年10月1日から	令和3年10月1日から	平成28年4月1日から	平成29年4月1日から	平成30年4月1日から	令和元年10月1日から (特例税率廃止)		得割 均等割	. 8% 24,500 円	. 7 % 4,500 円	. 4 % 10,000 円	
松	6, 552円/1, 000本	(参考)	121				121	<u> </u>	149以のは、1497年 1497年 1497	N-		而	医療保險分 7.	後期高齢者支援分 1.	介護納付金分 1.	
課稅客体·納稅義務者					((MYMX教务4) ()製造たばこの製造者、特定 (H) 日本ないと	販元来有(クトト型体にはこの 輸入業者)又は卸売販売業 ま	ÍT.			(課税 多体)	○国民健康保険の被保険者の	所得 ○国民健康保険の被保険者数	(納税義務者)	○国民健康保険の被保険者 である世帯主	○国民健康保険の被保険者 のいる世帯の世帯士
税目		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												国民健康保険保険		